

別紙

諮問第628号

答 申

1 審査会の結論

「給水契約内容」の開示請求に対し、開示請求者を本人とする保有個人情報に当たらないことを理由として却下した決定は、妥当である。

2 審査請求の内容

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都個人情報の保護に関する条例（平成2年東京都条例第113号。以下「条例」という。）に基づき、審査請求人が行った「東京都〇〇における水道使用量および料金（H19.1～）」（以下「本件請求個人情報」という。）の開示請求（以下「本件開示請求」という。）に対し、東京都水道局長が平成30年1月29日付けで行った却下決定（以下「本件却下決定」という。）について、その取消しを求めるといふものである。

(2) 審査請求の理由

審査請求書及び意見書における審査請求人の主張を要約すると、以下のとおりである。

ア 審査請求書

(ア) 趣旨

本件却下決定を取り消すとの裁決を求める。

(イ) 理由

審査請求人は、東京都水道局〇〇営業所に対し、平成29年9月7日付けで東京都〇〇における被相続人との平成19年1月以降の給水契約の内容（水道使用量及び料金）について開示請求した。その際、死者に関する情報のうち審査請求

人を本人とする保有個人情報に係る開示であることを証するために、死者の財産が審査請求人に帰属していることを示す遺産分割協議書及び審査請求人が相続人であることを示す被相続人及び審査請求人の戸籍謄本を提出した。これに対し、東京都水道局は平成29年9月21日付けで保有個人情報非開示決定を審査請求人に対し通知した。

そこで、審査請求人は、平成29年10月12日付けで東京都知事に対し、審査請求を行ったところ、審査請求人に対し平成30年1月29日付けで保有個人情報非開示決定を取り消し、新たに本件却下決定を通知した。東京都水道局は、その却下理由を、請求に係る保有個人情報の内容が、請求人の個人情報に当たらないため（対象としている死者の情報は、東京都〇〇の不動産における給水契約上他の生存する個人に関する情報として引き継がれているため）としている。

しかしながら、そもそも請求に係る（死者に関する）保有個人情報の内容が、審査請求人の個人情報に当たらないのは当たり前のことであり、「東京都保有個人情報開示・訂正・利用停止取扱要綱」や「東京都水道局長が保有する個人情報の保護に関する規程」などの条例等で定められている要件を満たすことによって、死者に関する個人情報については審査請求人が本人として開示請求できる地位が認められていることを無視している。

また、東京都水道局は、対象としている個人情報（死者に関する情報）は生存する他人に引き継がれた旨を主張しているが、そもそも個人情報とは、特定の個人に関する情報であり、いかなる場合であっても他者の個人情報として引き継いだり、書き換えたりすることはできないと解される。死者に関する情報であっても同様であり、相続人に対しては開示が認められているにすぎない。仮に名義変更などによって個人情報を他の個人情報として引継ぎ又は書換えができれば、本件とは別問題として、他で口座情報などを含む個人情報が本人の同意によらず流出しているおそれもある。

なお、東京都水道局が通知した却下の理由について根拠法を記していないことも付言しておく。

イ 意見書

(ア) 却下決定理由の前提が事実と異なることについて

実施機関は、理由説明書にて、却下決定の理由を、本件請求個人情報に係る給水契約について「審査請求人が当事者の地位にあつたことはない。」としている。

しかしながら、本件では当該給水契約に関する財産は、相続開始時、全ての相続人の共有に属していたと解すべきである。審査請求人が被相続人の相続人の地位にあつたことを実施機関は戸籍謄本により確認していたはずであり、相続人であることを確認した時点で請求資格は当然に認められるべきであった。

また、実施機関は、未納の水道料金に係る支払債務等、給水契約に関する財産を相続したという事実も存在しない旨主張しているが、相続開始後、本件請求個人情報に係る給水契約に関し、未納の水道料金に係る債務は、相続財産である銀行預金によって弁済されている。

(イ) 実施機関における保有個人情報（遺産分割協議書）の取扱いについて

実施機関は理由説明書の証拠書類として、審査請求人が本件開示請求時に提示した2通の遺産分割協議書の写しを添付しているが、これは事務目的を超え、審査請求人の同意も欠いたものである。仮に事務目的内との主張があつたとしても、これらの遺産分割協議書の写しには審査請求人以外の〇名分の個人情報も含まれており、その取扱いは適切ではない。審査会の求めに応じてこれらを提出したものであつたとしても、理由説明書の中では却下決定の理由との関係について言及がなく、必要性が不明である。

3 審査請求に対する実施機関の説明要旨

理由説明書における実施機関の主張を要約すると、以下のとおりである。

- (1) 保有個人情報の開示請求について、請求に係る保有個人情報が、開示請求者の保有個人情報ではない場合や請求の対象が不明である場合には却下決定を行う。
- (2) 本件開示請求は、東京都〇〇の不動産（以下「本件不動産」という。）に係る給水契約（以下「本件給水契約」という。）の内容として、平成19年1月から平成29年2月28日までの水道使用量及び水道料金についての情報を求めるものである。

条例12条1項は、何人も「自己を本人とする保有個人情報」について開示請求をすることができる旨定めているが、本件給水契約について、審査請求人が当事者の地位にあったことはない。

また、請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報は、「自己を本人とする保有個人情報」に含むものと解されている（東京都個人情報の保護に関する条例の施行について（通達）（平成3年3月26日付2情都個第26号。以下「施行通達」という。）第12条関係中「第2 運用」2（1））が、審査請求人が、未納の水道料金に係る支払債務等、本件給水契約に関する財産を相続したという事実も存在しない。

よって、本件請求個人情報は、審査請求人を本人とする保有個人情報ではなく、本件却下決定に誤りはない。

4 審査会の判断

（1）審議の経過

審査会は、本件審査請求について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成30年 3月 2日	諮問
令和 元年 5月10日	新規概要説明（第193回第二部会）
令和 元年 5月13日	実施機関から理由説明書收受
令和 元年 5月31日	審査請求人から意見書收受
令和 元年 5月31日	審議（第194回第二部会）
令和 元年 6月28日	審議（第195回第二部会）

（2）審査会の判断

審査会は、実施機関及び審査請求人の主張を具体的に検討した結果、以下のよう

に判断する。

ア 本件開示請求に係る決定について

本件開示請求は、本件不動産における水道使用量及び料金について、本件給水契約に係る水道使用者であった者の死亡後である平成19年1月以降の情報の開示を求めるものである。

実施機関は、本件給水契約に係る被相続人の情報を求める旨の審査請求人の意向を聴取した上で、本件不動産における水道の使用状況を踏まえ、本件開示請求を、平成19年1月から平成29年2月末日までの期間における情報を求めるものと解し、当該情報が開示請求者を本人とする保有個人情報に当たらないことを理由として本件却下決定を行った。

イ 給水契約について

東京都給水条例（昭和33年東京都条例第41号。以下「給水条例」という。）13条1項は、「水道を使用しようとする者は、あらかじめ管理者に申し込み、その承認を受けなければならない。」と定めている。実施機関が定める「営業事務取扱手続」には、同条の規定に基づき給水の申込みを行い、東京都水道局長から当該承認を受けることで、給水契約の相手方となった者が、水道使用者として、給水契約に基づき給水を受ける権利の主体となる旨記載されており、また、給水条例22条は、水道の使用料金を水道使用者が負担する旨定めている。

また、「営業事務取扱手続」によれば、旧水道使用者と新水道使用者間で契約関係の同一性が実質的に認められる場合には、水道使用者の名義を変更することができ、この場合、原則として、旧水道使用者の給水契約上の債権・債務を新水道使用者が承継することとされている。

ウ 保有個人情報の開示請求について

条例2条2項は、個人情報を「生存する個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの…をいう」とし、同条3項は、保有個人情報について、「実施機関の職員…が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、当該実施機関の職員が組

織的に利用するものとして、当該実施機関が保有しているものをいう」と定めている。

条例は、12条1項において「何人も、…自己を本人とする保有個人情報の開示の請求…をすることができる。」とし、開示請求者を本人とする保有個人情報について開示請求権を認めている。

同項の運用に関し、施行通達によれば、死者に関する情報については、開示請求者自身の保有個人情報であると考えられる等の場合には、「自己を本人とする個人情報」に含むものとし、これに当たる場合として、死者に関する情報が、開示請求者が死者である被相続人から相続した財産に関する情報である場合を挙げている。

エ 審議手続の適法性について

(ア) 審査請求人は、本件開示請求に当たり、自身が本件請求個人情報について開示を求める権利を有していることを証するため、実施機関に2通の遺産分割協議書（以下「本件遺産分割協議書」という。）を提出している。実施機関は、本件の審議に当たり、理由説明書と併せて本件遺産分割協議書を審査会に提出したが、審査請求人は、これを事務目的を逸脱したものである等として、適切な取扱いではない旨主張している。これは審査会における審議手続の適法性を問うものと解されるため、本件却下決定の当否を判断するに先立ち、当該主張について判断する。

(イ) 本件開示請求は、実施機関が行う「公文書及び保有個人情報の開示事務」の中で受け付けられたものであり、実施機関が東京都知事に対して行った保有個人情報取扱事務の届出（届出番号32-2-9）によれば、当該事務の目的は、「公文書及び個人情報の開示請求に対して、開示・非開示の決定、通知及び開示」を行うこととされている。

実施機関は、本件請求個人情報について審査請求人が開示請求権を有しているか否かを判断するに当たり、他の相続人に係る部分も含めて、同人が関与する相続関係を確認する必要があることから、本件遺産分割協議書を収集し、参照したものと認められる。このような経緯の下、本件の審議に当たり、本件却下決定の

理由を説明するため、本件遺産分割協議書を審査会に提出したことは、当該開示事務の目的を逸脱するものであるとは言えない。

(ウ) また、審査請求人は、審査会に対する本件遺産分割協議書の提出について、理由説明書中の却下理由との関係について言及がなく、必要性が不明であるとも主張する。

条例25条の3第4項は、審査会は、審査請求に係る事件に関し、諮問庁に意見書又は資料の提出を求めることができる旨定めており、実施機関は、同項の規定に基づく審査会の求めを受けて理由説明書を作成し、諮問庁を通じて提出している。実施機関は、上記3のとおり、理由説明書の中で、審査請求人が関与した相続関係について言及しており、本件遺産分割協議書は、その根拠資料として理由説明書に添付されたものであると認められるから、実施機関が本件遺産分割協議書を審査会に提出したことに不適切な点は認められない。

オ 本件請求個人情報の帰属について

(ア) 実施機関の説明によれば、本件給水契約に関しては、審査請求人が水道使用者の地位にあったことはないとのことであり、これを踏まえると、本件請求個人情報、本件給水契約に係る水道使用者であった第三者の保有個人情報に当たるとは認められない。

(イ) 審査請求人は、本件遺産分割協議書により、本件不動産の所有権に係る共有持分を相続したことを示した上で、本件開示請求は、死者に関する情報のうち自身が相続した財産に関する情報の開示を請求したものであり、このような情報は、開示請求者を本人とする保有個人情報として認められている旨主張する。

上記イで述べたとおり、水道使用者とは、給水契約の申込みを行い、東京都水道局長の承認を受けることで給水契約の相手方となった者をいうと解されており、念のため実施機関に確認したところ、水道使用者の地位については給水を受ける権利及び水道料金の支払債務は、給水契約に基づいて生じるものであって、給水装置が設置された不動産の所有者であることをもって当該所有者に帰属するものではなく、これらは不動産の所有権には付随しない独立したものであると判断して

いるとのことである。このことを踏まえると、本件請求個人情報、審査請求人が主張するような本件不動産の共有持分に関する情報に当たるとは認められない。

また、実施機関に確認したところ、本件給水契約に係る権利義務は、上記の「営業事務取扱手続」に基づいて取り扱われていることが確認され、さらに、上記の共有持分以外の財産に関して、審査会が本件遺産分割協議書を見分したところ、本件請求個人情報が審査請求人の相続した財産に関する情報であると認めることはできなかった。

(ウ) 審査請求人は、自身が本件給水契約に係る水道使用者であった者の相続人に当たることをもって、本件開示請求は認められるべきである旨主張する。

実施機関に確認したところ、死亡した水道使用者において生前に水道料金の未納がある場合には、相続人が被相続人である当該水道使用者の債務を承継することであるため、同債務に関する水道使用量及び料金の情報は相続人自身の個人情報と評価することができる。しかしながら、本件請求個人情報は、本件給水契約に係る水道使用者であった者の死亡による相続開始後の本件給水契約に関する情報であり、かつ、前記のとおり、給水契約に係る水道使用者の地位は、相続の開始に伴い当然に相続人に承継されるというものではないから、当該主張は認められない。

(エ) 審査請求人は、本件給水契約に関する財産を同人が相続したという事実はないとする実施機関の説明に対し、本件給水契約に関する未納の水道料金に係る債務が、相続財産である銀行預金によって弁済されていた旨を反論する。

しかしながら、仮に審査請求人が、当該弁済に用いられた預金口座に関する権利を相続していたとしても、このことをもって同人が水道使用者の地位に立つものではなく、水道使用者の地位ひいては給水を受ける権利及び水道料金の支払債務は、当該預金口座に関する権利には付随しない独立したものであると考えられるから、本件請求個人情報が審査請求人の相続した財産に関する情報であるとは認められないという上記判断を覆すものではなく、当該主張は認められない。

(オ) その他、本件請求個人情報が、審査請求人を本人とする保有個人情報である

と認めるべき事情は見当たらず、以上のことから、本件開示請求に対し、開示請求者を本人とする保有個人情報に当たらないことを理由として却下した決定は、妥当である。

なお、審査請求人は、審査請求書及び意見書においてその他種々の主張を行っているが、これらはいずれも審査会の判断を左右するものではない。

よって、「1 審査会の結論」のとおり判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

吉戒 修一、友岡 史仁、野口 貴公美、藤原 道子